

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
がとぎ、翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(十三件)(シ)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(三件)(シ)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

建築基準法による聴聞(建築課)

◇ 選挙告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第百十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社スーパーマーケットサンマー	届出に係る建物の名称 株式会社スーパーマーケットサンマー岩美店	届出に係る建物の所在地 岩美郡岩美町大字浦富二一〇五―七外
-----------------------------	------------------------------------	----------------------------------

鳥取県告示第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ほ場整備事業社地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十八号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業別府地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（倭）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（金山）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯地区暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

中山町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業束積地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十六号

中山町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業束積地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十七号

中山町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業八重地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十八号

岩美町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業浦富地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十九号

溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業福兼地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南（田曾団地）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）善田地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）福塚地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十三号

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成五年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神戸工場	倉吉市大塚597 二1	くみあい標準配合飼料肉牛用やまと73フレック くみあい配合飼料スーパーフレック くみあい配合飼料コーフレック	平成5年11月	12.5	3.7	3.4	4.5	0.81	0.45	12.5	
岡山県玉野市 加藤製油株式会社岡山工場	"	脱脂大豆	"	45.2	0.6	4.7	5.8	0.28	0.68	12.7	
神戸市 協同飼料株式会社神戸工場	倉吉市小嶋583 一1	ママ・8一ソナー トツゾエース マソナメイト	"	18.7	7.2	2.0	5.1	0.78	0.75	12.0	
岡山県倉敷市 日本豊産工業株式会社水島工場	倉吉市広栄町391 鳥取ノ一サン商事株式会社	ノ一サン印豚人工乳後期用配合飼料ネオライオンB ノ一サン印若牛育成用配合飼料ハイグロア ノ一サン印肉用生肥育用配合飼料ビュフレック75 ノ一サン印成鶏飼育用配合飼料エグナー	平成5年12月	18.8	5.5	2.2	4.4	0.62	0.62	11.8	
岡山県倉敷市 西日本飼料株式会社	東伯郡泊村大字 石脇394 中村産業株式会社	日清印中すう用配合飼料中雞 日清印成鶏用配合飼料ラソキーパー	"	18.3	3.2	2.9	5.0	1.04	0.68	13.0	
			"	18.1	3.6	2.3	11.3	3.71	0.64	11.9	粗灰分 0.6% 過剰

社中部支店	日清印若生用配合飼料肉牛粗粒育成	14.8	3.2	5.2	6.4	0.98	0.68	11.9
	日清印肉生用配合飼料スーパー粗粒後期	11.6	3.4	3.2	6.3	1.35	0.50	12.2
	くみあい標準配合飼料ハイバナーチック前期	21.3	3.8	2.3	5.1	1.04	0.71	12.2
鳥取市五反田町3組 鳥取県農業協同組合連合会鳥取支所	くみあい配合飼料ビーフスターレニク74M	12.2	4.4	3.4	4.5	0.73	0.61	13.2
岡山県倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社水島工場	くみあい配合飼料子牛育成用ニューラードレック	17.8	3.1	4.6	6.2	0.91	0.74	12.9
岡山県倉敷市 中部飼料株式会社 社岡山工場	マシ中印乳用生飼育用配合飼料αバインクソングリア	平成5年12月 16.9	4.5	11.5	7.1	0.89	0.51	11.5
	マシ中印乳用生飼育用配合飼料α-D.R.Y (ドライト)	11.9	2.3	14.8	6.7	0.69	0.40	12.3
岡山県玉野市 中国飼料合資会社	カネニ甲成鶏用配合飼料ソック	17.2	4.1	2.1	9.5	3.12	0.59	12.9

注 1. 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字菫蒲田四五三・字名引ウへ四五八・字立水四六六・四六七・四八五・四八六・字大谷四九四から四九七まで・五〇五(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十四項の規定により告示する。

平成六年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

平成六年二月十八日（金）午前十時三十分から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二十七会議室（第二庁舎九階）

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社

取締役社長 永瀬正治

2 建築物の位置

鳥取市古海三八〇―二

3 建築物の用途

ガソリンスタンド

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造平家建

6 建築物の面積

建築面積 三七九・四一平方メートル

延べ面積 三八四・九六平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

平成六年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成六年二月二十二日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 平成六年度都道府県選挙管理委員会連合会通常総会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ギャンズ18	株式会社三星
〃	タイムスリップ	株式会社竹屋